

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(記入イメージ)

(環境省27-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	-	-	40物質	-	40	40	40	40	40	40	40	平成23年4月に全面施行した改正化審法において、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成30年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。
2 ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	4	-	4以下	-	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。
3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に密接に関わる対象物質の環境への総排出量を指標として設定した。なお、事業者が自主的な管理を行い、事業者から届出されたデータを国が集計、公表等を行うため、測定指標の目標設定は、制度上なじまない。
4 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況の指標として、化学物質アドバイザー制度に基づくアドバイザー派遣数を設定した。関係者からの要請に応じてアドバイザーを派遣する制度であるため、測定指標の目標設定はなじまない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	376 (355)	349	313	283	1	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の見解や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 <達成手段の目標(27年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。	249					
(2) 化学物質の人へのばく露総合調査事業費(平成10年度)	43 (43)	107	105	105	2	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(27年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。	303					

(3) PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	94 (86)	93	101	122	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。</p>	248
(4) 化学物質緊急安全点検調査費 (平成25年度)	7 (20)	12	12	12	4	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。</p>	250
施策の予算額・執行額	520 (504)	561	531	522	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX